

●香川県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和4年10月4日から同月24日まで一般の縦覧に供する。

令和4年10月4日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 三木津田線（37号）
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市津田町津田字上川北 2081番4地先から	前	10.5~19.9	161	交通安全施設整備事業による現道拡幅及び余剰地の不用物件化
さぬき市津田町津田字上川北 2123番2地先まで	後	10.5~18.1	161	

- 4 供用開始の期日 令和4年10月4日